

豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第10条、第48条、第49条、第50条、第51条の27、第51条の28、第51条の29、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の22、第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の34、第24条の35、第24条の36、第57条の3の2、豊中市障害者等移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）、豊中市障害者等移動支援事業者の指定に関する要綱（平成21年10月1日実施）、豊中市障害者等日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）、豊中市重度身体障害者入浴介助サービス事業実施要綱（昭和61年4月1日実施）、豊中市障害者地域活動支援センター事業（相談支援型）実施要綱（平成19年4月1日実施）及び豊中市障害者地域活動支援センター（活動支援型）事業実施要綱（平成19年4月1日実施）（以下「移動支援事業実施要綱等」という。）に基づき、大阪府知事又は豊中市長の指定を受けて開設された豊中市内の指定障害福祉サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者、指定障害者支援施設等の設置者、指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者、指定一般相談支援事業者、指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者、指定特定相談支援事業者、指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者又は移動支援事業実施要綱等に係る事業を行う者（以下「指定地域生活支援事業者」という。）、指定地域生活支援事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う自立支援医療、補装具の販売及び修理を除く障害者総合支援法第10条第1項の規定による自立支援給付対象サービス等、障害児通所給付費に係る障害児通所支援、障害児相談支援給付費に係る障害児相談支援並びに移動支援事業実施要綱等に係る事業（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）の内容並びに自立支援給付、障害児通所給付費、障害児相談支援給付費並びに移動支援事業実施要綱等に係る給付費及び補助金（以下「自立支援給付等」という。）に係る費用の請求等に関して行う指導並びに監査についての基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、障害福祉サービス事業者等の支援を基本とし、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 前条の目的を達成するため、指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第60号）、豊中市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第61号）、豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第62号）、豊中市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第63号）、豊中市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定め

る条例（平成 24 年豊中市条例第 64 号）、豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年豊中市条例第 65 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）、豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第 15 号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）（以下「指定基準」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 24 年厚生労働省告示第 128 号）（以下「報酬算定基準」という。）又は移動支援事業実施要綱等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い並びに自立支援給付対象サービス等に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底を図ることを方針とする。

- 2 監査は、障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容又は自立支援給付対象サービス等に係る費用の請求に関して、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを主眼とする。

（指導及び監査の実施方法）

第 3 条 指導は、次項又は第 3 項に定める集団指導若しくは実地指導の方法により行う。

- 2 集団指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- 3 実地指導は、原則、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。
- 4 監査は、利用者に対する虐待が行われたことを疑うに足りる理由があるとき、指定基準若しくは報酬算定基準の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき、実地指導等を行っても改善がみられないとき、その他自立支援給付対象サービス等の内容若しくはその費用の請求に関して不正若しくは著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき、又は不正の手段により事業者指定を受けたことを疑うに足りる理由があるときに随時実施する。

- 5 指導及び監査の具体的な実施方法は、別に定める。

（指導事項）

第 4 条 障害福祉サービス事業者等に関する指導事項は、次のとおりとする。

- (1) 人員、設備及び運営に関する事項
- (2) 自立支援給付対象サービス等に係る費用の請求に関する事項
- (3) 自立支援給付対象サービス等の内容
- (4) その他必要と認める事項

(結果の講評)

第5条 実地指導(第3条第3項に規定する実施指導をいう。以下同じ。)を行った結果については、必要に応じて関係者に対し講評を行うものとする。

(指導結果の通知)

第6条 実地指導を行った結果において、改善を要すると認められた事項については、障害福祉サービス事業者等に対し、その旨を文書により通知するものとする。

(改善報告書の提出)

第7条 指導の結果、前条により文書で指示した事項については、障害福祉サービス事業者等から改善報告書の提出を求める。

(監査後の措置等)

第8条 監査を行った結果において、利用者に対する虐待、指定基準若しくは報酬算定基準の重大な違反事項、自立支援給付対象サービス等の内容又は自立支援給付対象サービス等に係る費用の算定及び請求に関し、不正又は著しい不当な事項が認められる場合は行政上及び経済上の措置を行うものとする。

(関係行政機関等との連携)

第9条 指導及び監査の実施並びに指導及び監査後の措置に際しては、必要に応じて関係行政機関等と連携を図る。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。